

政府税制調査会 答申

(相続税・贈与税関係)

四 資産課税等

1. 資産課税等の意義

(1) 資産課税等とは

資産課税等は、資産の取得や保有などに着目して課税する様々な税目から構成されます。このような税としては、例えば、資産を無償で取得した場合に課される相続税などや、資産を保有している場合に課される固定資産税、都市計画税などがあります。このほか、資産が移転するときなどに課される登録免許税、印紙税、不動産取得税などもあります。なお、利子・配当課税のように資産の保有に伴う収益に対する課税や土地・株式等のキャピタルゲインに対する課税は資産性所得課税と言われ、個人所得課税の一部として取り扱われることが一般的です（資産性所得課税については、「一 個人所得課税」で詳述しています。）。

資産課税等は、所得の稼得や財貨・サービスの消費では捉えきれない税負担能力に着目して課されるものです。このような税がなぜ必要なのか考えてみましょう。仮に、所得の稼得や財貨・サービスの消費のみに着目した課税が行われたとします。その場合、例えば、経済生活を営むために会社に勤めたり事業を営んだりすることによって給与や事業の利益を稼得した人は税負担を求められる一方で、相続により多額の資産を取得した人は税負担を求められないこととなってしまいます。また、例えば、同じ所得水準、消費水準であっても、不動産などの資産を保有しているかどうかで私たちの経済力には差が出てきますが、負担する税にはその差が現れてこないこととなります。このようなことから、資産の取得や保有などに着目した税が必要となります。

(2) 資産課税等の特徴と役割

資産課税等の特徴と役割について、主として相続税と固定資産税を念頭に考えてみましょう。

まず、相続税は、租税の基本的な機能である公的サービスの財源を調達するという機能のほか、その課税を通じて富の再分配を行う機能をも有しています。所得の稼得の段階では個人所得課税が所得再分配機能を有していますが、働いて得た所得以外に、相続を通じて、私たちの経済力には大きな差が生じ得ることになります。このため、フローだけではなくストックについても一定の再分配を行っていくことが求められます。

次に、固定資産税は、資産の保有と市町村の行政サービスとの間の一般的な受益関係に着目して、これらのサービスの財源を調達す

る機能を有しており、市町村財政を安定的に支える基幹税目としての役割を担っています。

また、登録免許税、印紙税、不動産取得税などについても、多様な税目を適切に組み合わせることによって、全体として偏りのない税体系を築いていく中でその意義を考えていくことが必要です。さらに、後に見るように、財源調達機能という観点から見ても、安定的な税収をもたらすこれらの税は、厳しい財政事情の下で貴重な財源となっています。

なお、資産課税等の中にはキャッシュフローがなくとも課されるものがあり、実際の負担以上に負担感を生むという面があること、適正・公平な課税を確保していく上で、資産の価値を適正に評価したり、預貯金などの資産を的確に捕捉していく必要があることなどに留意しなければなりません。

(3) 資産課税等の税体系における位置付け

所得・消費・資産等に対する課税を適切に組み合わせていくことによって、公的サービスを賄う租税を国民皆が広く公平に分ち合い、また、全体として偏りのない税体系が築かれることとなります。わが国の税収（国税と地方税の合計）構成比から見た資産課税等のウェイトは、現在約 2 割です。このうち国税について、平成 12 年度予算における資産課税等の収入を見ると、相続税・贈与税収入が約 1.7 兆円、登録免許税・印紙税などを含む印紙収入が約 1.5 兆円、全体で約 3.2 兆円となっています。国税収入約 50.7 兆円（一般会計税収 48.7 兆円のほか、特別会計分の収入を含みます。）に占める割合は約 6.2%となっており、景気の動向に大きく左右されない安定的な税収源となっています。一方、地方税について、平成 12 年度地方財政計画における資産課税等の収入を見ると、固定資産税、都市計画税、特別土地保有税の収入が約 10.5 兆円、不動産取得税が約 0.6 兆円、その他に事業所税などと合わせて合計で約 11.5 兆円となっています。地方税収入約 35.1 兆円に占める割合は 32.7%となっており、地方税制を支える大きな柱となっています。

また、相続税や固定資産税のように土地をめぐる環境変化の影響を受けやすい税については、地価の動向などによって議論の方向性が大きく左右されてきましたが、今後の税体系のあり方を検討していく上では、時々々の経済社会情勢には配慮しつつも、中長期的な観点から、資産性所得課税とともにそれらの果たすべき役割を見据えていくことが重要です。

2. 相続税

(1) 相続税の意義

わが国の相続税は、相続、遺贈（遺言による贈与）又は死因贈与（贈与者の死亡により効力を生じる贈与）により財産を取得した者に対して、その財産の取得の時における時価を課税価格として課される税です。相続税の課税対象となる取得財産には、現金、預貯金や株式などの金融資産のほか、動産や不動産などのあらゆる資産が含まれます。相続税は、これら相続によって取得した財産をすべて金銭的な価値に置き換えて評価した上で課税されます。

相続を契機とした財産移転に対する相続課税の課税根拠については、遺産課税方式を採るか遺産取得課税方式を採るか（注）により位置付けは若干異なる面はありますが、基本的には、遺産の取得（無償の財産取得）に担税力を見出して課税するもので、所得の稼得に対して課される個人所得課税を補完するものと考えられます。その際、累進税率を適用することにより、富の再分配を図るという役割を果たしています。また、相続課税を、被相続人の生前所得について清算課税を行うものと位置付ける考え方もあります。これは、相続課税が、経済社会上の各種の要請に基づく税制上の特典や租税回避などによって結果として軽減された被相続人の個人所得課税負担を清算する役割を果たしている面があるというものです。さらに、公的な社会保障が充実してきている中で、老後扶養が社会化されることによって次世代に引き継がれる資産が従来ほど減少しない分、資産の引継ぎの社会化を図っていくことが適当であるとの観点から、相続課税の役割が一層重要になってきているとする議論もあります。

（注）遺産課税と遺産取得課税

主要国の相続課税を見ると、アメリカ、イギリスのように、被相続人の遺産全体を課税物件として、例えば遺言執行者を納税義務者にして課税する「遺産課税方式」と、ドイツ、フランスのように、相続人が取得した遺産を課税物件として、相続人を納税義務者にして課税する「遺産取得課税方式」の二つの体系に分かれます。

なお、個人から贈与（遺贈、死因贈与以外）により財産を取得した者に対しては、その取得財産の価額を課税価格として、贈与税が課されます。贈与税は、相続課税の存在を前提に、生前贈与による相続課税の回避を防止するという意味で、相続課税を補完するという役割を果たしています。また、相続課税と同様、贈与という無償の財産取得に担税力を見出して課税するという位置付けもあります。

（参考1）個人所得課税と相続課税

わが国の現行所得税法では、相続・贈与により取得するものは、所得税を課さず、相続税・贈与税という別体系の下で課税しています。しかし、特にわが国のように遺産取得課税方式を基本とした相続課税制度の下において、「所得は消費と純資産の増加の合計である」という包括的所得概念で所得を認識すれば、理論上は、相続・贈与による財産の取得も個人所得課税に取り込んで課税するという考え方があり得ます。しかし、一般的に個人所得課税が課税対象とする反復・継続的なキャッシュフローと、偶然にもたらされる所得

である相続財産等とは性質が異なるので、仮に形式的に個人所得課税に取り込んだとしても、実質的には個人所得課税とは別体系の課税方法を採らざるを得なくなります。このため、わが国では、所得税とは独立の税目として相続税が存置されているものです。

(参考2) わが国の相続税の沿革

わが国での相続税の導入は明治38年(1905年)まで遡ることができます。導入後最初の大きな転機はシャープ勧告に基づく昭和25年の全文改正です。課税方式が、遺産課税方式から遺産取得課税方式に変更されたほか、相続税を贈与税と一本化し、一生の贈与を累積し相続と合わせて課税するという方法が採られるようになりました(一生累積課税制度は、主に執行上の理由から3年後の昭和28年に廃止されました。)。その後、昭和33年には、税制特別調査会におけるわが国の相続税のあり方についての幅広い議論を踏まえ、遺産取得課税方式を採りつつも、税負担総額は各相続人の実際の取得にかかわらず法定相続人の数と法定相続分によって一律に算出するというわが国独特の制度(法定相続分課税方式)が創設され、現在に至っています。

(2) 相続税の現状

① 相続税の基本的仕組み

わが国の相続税は、

イ. 被相続人の遺産額(債務などを控除した後の合計課税価格)から基礎控除額(5,000万円+1,000万円×法定相続人数)を差し引いた後の課税遺産額を、

ロ. 法定相続人の全員が民法の法定相続分の割合に従って取得したものと仮定した場合におけるその取得金額に、それぞれ10%から70%までの9段階の超過累進税率を適用して計算した金額を合計した金額を相続税の総額とし、

ハ. その総額を実際に取得した財産の課税価格の割合によって按分して、それぞれの者に係る相続税額とした上、

ニ. 求めた税額から、配偶者、未成年者、障害者などの各人の事情に着目して設けられている税額控除をして、各人の納付税額が導き出される仕組みとなっています。このほか、相続人が被相続人の一親等の血族と配偶者以外の者である場合に、その者の相続税額を2割増とする2割加算の制度、10年以内に二度相続が発生した場合の相続税額について、二度の相続間の期間の長短に応じて負担を軽減する相次相続控除(税額控除)の制度があります。

平成10年分の課税状況によれば、相続税が課される財産価額の約3分の2を宅地などの土地が占めています。土地の価額については、まず、実務上、国税庁の公表する路線価などにより公示地価(時価)の8割程度で評価されていること、さらに、小規模な宅地については一定の要件の下で路線価などに基づく評価額の8割を課税価格に算入しないことができる特例が講じられていることに留意しなければなりません(資料1)。

また、贈与税は、贈与を受けた者に対して、その年に受けた贈与の合計額から 60 万円の基礎控除額を差し引いた後の価額に、10%から 70%までの 13 段階の超過累進税率を適用して課税されます。贈与税は生前における分割贈与による相続税負担の回避を防止するために設けられているという機能・性格から、税率構造は相続税よりも累進度の高いものとなっています。また、相続により財産を取得した者がその相続開始前 3 年以内にその被相続人から受けた贈与で贈与税の課税対象となるものについては相続財産の価額に加算して相続税を計算し、贈与の時点で課された贈与税額を相続税額から控除することとしています。

② 相続税の負担水準等

平成 12 年度予算における相続税の税収は約 1 兆 7,000 億円と、国税収入の約 3.3%を占めています。

相続税については、バブル期における地価の異常な高騰などを受けて、昭和 63 年以降、累次にわたり減税や各種の特例の拡充が行われてきましたが、その後の地価の大幅な低下により、その負担は大きく緩和されています。

課税最低限については、（資料 2）のとおり、昭和 63 年の抜本的税制改革を含めて 3 次にわたり引上げが行われており、昭和 63 年の抜本的税制改革以前には「2,000 万円+400 万円×法定相続人数」であった基礎控除額は、現在では、「5,000 万円+1,000 万円×法定相続人数」となっています。この結果、相続人が配偶者と子 3 人という代表的ケースでの課税最低限は、昭和 62 年の 3,600 万円から平成 6 年以降の 9,000 万円まで 2.5 倍に上昇しています。

一方、税率構造についても、昭和 63 年の抜本的税制改革で、最高税率が 75%から現行の 70%に引き下げられたほか、3 次にわたり税率適用区分の幅（いわゆるブラケット）の拡大や税率の刻み数の削減が行われました。

さらに、大都市圏を中心としたバブル期における地価高騰の進行や相続税が相続人の事業の継続や居住の継続の阻害要因となっている面があるとの問題提起に対応するため、一定面積までの小規模宅地についてはその価額の一定割合を課税価格に算入しない特例も随時拡充されてきました。この結果、例えば、事業用宅地（相続人が事業を継続する場合）について昭和 58 年の創設当初と現在とを比較すると、適用対象面積は 200 m²から 330 m²へ、減額割合は 40%から 80%へと、それぞれ大幅に拡充されてきています（資料 2）。

こうした減税などの結果、現在の相続税の負担水準などは以下のとおりとなっています。

まず、相続税の課税割合を一年間の死亡者数に対する相続税課税件数の割合で見ると、平成 10 年では死亡者 100 人当たり約 5 人（5.3%）と、ごく限られた一部の資産家層のみを対象に負担を求める税となっています。

次に、相続税の課税対象者についての平均負担率を合計課税価格に対する納付税額の割合で見ると、平成 10 年では 12.8%となっており、バブル期前と比較しても低い水準にあります（資料 3）。

また、合計課税価格と納付税額の間関係を見ると、課税件数の約 8 割は課税対象者の平均課税価格（約 3 億円）以下の者で占められ

ている一方、平均課税価格以上である約2割の者の納付税額は全体の約8割となっており、相続税負担は上位の課税価格階級層に集中しています（資料4）。

なお、相続税負担の国際比較には困難な面もありますが（注）、大まかな比較を行うための目安として、主要国（アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス）について、一定のモデル（相続人が配偶者と子3人で、日本の法定相続分に従って遺産分割）の下で機械的に負担率を試算すると、わが国の平均合計課税価格である約3億円での負担率は、ドイツに次ぎ2番目に低い水準となるなど、少なくとも、課税対象者の大部分にとっての負担水準は、国際的に見ても決して高くない状況にあります。また、最高税率の水準がわが国よりも低いアメリカと比較しても、合計課税価格が約50億円を超えるまでは、わが国の負担率がアメリカの負担率よりも低くなっています（資料5）。

（注）相続税の国際比較を参考とする場合、①最高税率や課税最低限の水準だけをもっては全体の負担水準の軽重を計れないこと、②課税方式、特例、財産評価方法の相違などがあるので、一定の課税価格に対する負担率が同一であったとしても、実際の遺産総額に対する負担率は異なってくることに留意しなければなりません。

(3) 相続税の課題

当調査会は、最近における税制改正に関する答申の中で、相続課税に関しては、個人所得課税の抜本的見直しとの関連において、税率構造や課税ベースなどについて幅広く検討を行うことが適当であるとの考え方を示してきています。今後、そのような抜本的な見直しを具体化していくに当たっては、税制改正の流れや経済社会の構造変化を踏まえ、相続課税の役割をどのように位置付けていくかの検討が重要です。

① 税制改正の流れと相続課税

21世紀における相続課税が、その富の再分配機能・財源調達機能を、どの程度、どのように発揮していくべきかは、税制全体の姿を踏まえて考えていく必要があります。

税制全体として見た場合の再分配機能は、今後とも個人所得課税がその中心的役割を果たしていくものと考えられます。しかし、個人所得課税の累進構造は相当程度フラット化の方向に緩和されてきました。また、消費税が税体系で重要な役割を果たすようになってきています。こうした変革は、経済に活力をもたらすことが期待されていますが、他方で、税制全体の再分配機能を弱める方向に働いてきたという指摘もあります。

相続課税の持つ富の再分配機能に関し、「相続課税にどの程度の累進性を持たせるか」については、次のような二つの考え方があります。一方は、今後、相続により資産を取得する機会に恵まれた者とそのような機会を持たない者との間での資産格差が拡大し、

自己の努力以外を要因とする資産集中が進めば、同世代間の機会の平等を確保することが困難となり、不平等感の高まりと勤労意欲の減退に結び付きかねないという考え方です。他方で、資産家層に過重な負担を求めることは、自らの資産を大きくして子供に引き継がせたいという意欲を削いで、経済の活性化にマイナスの影響を及ぼすという考え方もあります。もとより、どの程度の累進性をもって、税制全体を通じた再分配を行っていくかは、その時々¹の経済社会状況やあるべき社会像により異なってくるものです。また、相続課税に限らず、税率構造を考えるに当たっては、その時々²の財政状況も勘案しなければなりません。

ただ、いずれにしても、租税が公的サービスの費用を国民皆で広く分かち合うものであることをも考えると、「相続課税の対象者の範囲」については、相続課税がある程度の資産家層を対象とする税であると位置付けるとしても、そのあり方を見直していく余地があるのではないのでしょうか。

また、今後、国民負担率が長期的にはある程度上昇していかざるを得ないと見込まれる中では、相続課税が納税をする者の勤労意欲に直接に影響を及ぼさないという意味で、経済に与える歪みが少ない税であるという点に十分留意しなければなりません。

② 経済のストック化の進展と相続課税

相続課税のあり方については、相続課税の課税対象財産である家計部門の資産の保有・分布状況の推移を踏まえて議論することが重要です。

まず、家計資産は、高度成長期から最近のバブルの生成と崩壊という過程を経て、量的な面ではどのように変化してきているのでしょうか。国民経済計算から家計部門の資産残高の推移を見てみると、いわゆるバブル経済の崩壊による地価の下落もあって最近はやや落ち込みが見られるものの、平成10年末の資産残高は約2,500兆円とこの30年間に実質ベースでも約4.5倍にまで拡大しています。さらに、雇用者所得（フロー）の推移との比較で家計資産（ストック）の推移を見ても、昭和50年代前半以降開き始めた両者の伸びの差は、バブル経済の崩壊による地価下落で家計資産が落ち込んだ現在でも依然として大きいままです。このように、経済のストック化の進展がはっきりと見てとれます。

また、家計資産を金融資産（預貯金、保険、有価証券など）と実物資産（土地、建物など）とに区分して見てみると、実物資産が平成2年をピークに減少し続けているのと対照的に金融資産は最近も増加し続け、現在では、家計資産の半分近くを金融資産が占めるまでになっています（資料6）。

次に、家計資産の保有・分布状況を資産保有者の年齢との関係で見るとどのような特徴があるのでしょうか。まず、金融資産、実物資産とも高齢者層に相当部分が集中しており、かつ、最近その傾向が強まってきていることが指摘されます。また、高齢者の資産家は、勤労者とは対照的に、一部の者に限定されず、数の上で比較的厚い層を成しているとの指摘もあります（注）。

これらを踏まえると、相続課税について、担税力を有する層が広がってきていると見ることができます。

このような資産の保有状況、さらに、今後の死亡者数の増加に伴い相続を事由とする資産移転が増加していくことをも踏まえると、今後、相続を契機とする資産の増加に着目して、より広い範囲に適切な税負担を求めていくことの重要性が高まっていくものと考えられます。

(注) 国の統計として、個人が保有する資産を資産階級別に調査したものはないため、全国消費実態調査から、貯蓄現在高階級別、住宅・宅地資産額階級別の保有資産分布状況を見た結果によるものです。この調査からは、全体的な傾向として、資産分布を住宅・宅地資産額階級で見ると、高階級の資産家に資産が偏在している傾向が現れるものの、貯蓄現在高階級で見ると、保有資産は階級が高まるにつれて比較的なだらかに増加していく傾向があることも分かります（資料7）。

③ 少子・高齢化の進展と相続課税

少子・高齢化の進展は、社会保障費などの財政需要の増加など税制全体のあり方に関わる問題ですが、今後の相続課税のあり方を考えていく上でも影響を及ぼすものと考えられます。

わが国の平均寿命は伸び続けており、最近の約四半世紀で男女とも5年以上長寿化しています。また、人口の将来推計によれば、今後は、極めて高齢者層に偏った人口構成になっていき、死亡者数もピーク時（2036年）には現在の約1.75倍になることが予測されています。

このような高齢化の進展は、平均的には、相続による財産の取得時期が相続人のライフサイクルのより後半にシフトしていくことを意味し、ある程度の資産蓄積が図られている者に相続財産が移転することになります。このため、相続財産が相続人の経済的基盤を形成するという意味合いは相対的に薄れつつあります。また、少子化の進展は、経済のストック化の進展ともあいまって、相続人世代にとって、平均的には、相続で取得する財産額がこれまでより拡大することを意味します。

以上のような相続課税を取り巻く状況を総合的に踏まえると、相続課税について、ごく一部の資産家層を対象に課税するという従来の位置付けから、より広い範囲に課税していくという方向でそのあり方を検討していくことが必要と考えます。

(4) 課税ベース

相続税の課税ベースに関しては、基礎控除額により決定される課税最低限のほか、課税価格算出の特例や非課税財産が検討の対象となります。

① 課税最低限

相続税の課税最低限を決めている基礎控除額は、バブル期に地価が異常に高騰したこともあって大幅に引き上げられてきました。また、課税価格そのものを減額する特別措置である事業や居住の継続に配慮した小規模宅地の課税価格の特例についても、その適用

対象面積や減額割合について、ほぼ同様の観点から拡充が行われてきたことは先に述べたとおりです。しかし、地価はその後長期にわたって低下し続けています。このように、一時の地価水準の高さなどに配慮した現在の課税最低限の水準は見直していく余地があると考えられます（資料8）。

また、中期的に見ると、基礎控除額は、安定した経済成長を担う中間層の個人生活の経済的基盤を損なわないよう、所得水準の向上、地価を中心とする資産価格の上昇などに伴う個人資産の蓄積に併せて引き上げられてきました。このような考え方は、現行制度を形作るベースとなった、昭和32年の「相続税制度改正に関する税制特別調査会答申」以来の当調査会の答申で、ほぼそのまま踏襲してきています。この「中間層の生活基盤の形成を阻害しない水準」という考え方が今後も妥当するか否かについては、まず相続税の位置付けがどうあるべきかの議論を前提として問い直すことが求められます。高齢化の進展や経済のストック化の進展により、生活基盤の形成が既に終盤に差し掛かった時点で相続が発生することが多くなり、その資産が厚みを持ってきているという状況を踏まえると、相続人の生活基盤の形成過程に相続税が及ぼす影響は小さくなってきていることに留意しなければなりません。また、仮に相続税の課税される層が広がったとしても、その負担が軽度であれば、直ちに生活基盤の形成が阻害されることになるとは言えない点にも留意しなければなりません。

なお、仮に課税最低限の水準の見直しを行う場合には、控除の仕組みを工夫し、相続人の年齢などの個別事情をも勘案した課税最低限の設定方法を考えていかなければならないのではないかと指摘もあります。

② 課税対象財産

相続税は、相続により取得した財産をすべて金銭的な価値に置き換えて評価した上で課税するものですから、すべての財産を平等に取り扱うことが課税の公平上求められます。仮に、特定の財産について、その全部又は一部を課税ベースから除外すれば、相続税が国民の資産選択の中立性を歪めることとなりかねず、租税の基本原則である「中立」の原則にも反することとなります。しかし、相続税においては、財産の性格や用途により、社会的、公共的見地から課税を適当としない財産について、例外的に非課税財産を設けたり、特例措置の対象としているものもあります。

イ．非課税財産

非課税財産のうち、例えば、死亡保険金・死亡退職金は、働き手を失った遺族らの生活保障としての性格からそれぞれ一定額が非課税とされています。この非課税とされる額は、累次にわたって引き上げられてきた結果、現行では、各々500万円に法定相続人数を乗じた額となっています。これら死亡保険金・死亡退職金については、公的な社会保障制度が充実してきていることなどを踏まえ、資産選択への中立などの課税の中立性、税制の簡素化などの観点に留意しつつ、そのあり方を見直していくべきとの意見があります。

ロ．小規模宅地等

被相続人の事業や居住（以下「事業等」と言います。）のために用いられていた宅地を相続人が事業等を継続していくために用いる場合には、一定の規模までの宅地については事業や生活の基盤そのものであって、他の資産とは異なった取扱いをしてもよいのではないかとの観点から、現行制度では、小規模な事業用・居住用の宅地につき課税価格の特例が設けられています。

このような特例を設けることについては、特に事業承継に関して、一方で、事業の次世代への円滑な承継が事業者の経営意欲を高め、中小企業の活性化につながるとの意見があります。反面、事業承継に配慮することは、親の財産などに依存せずに自ら起業する者と事業を承継する者との機会の均等を欠き、ひいては、次世代の経営能力のいかに問わず事業資産の移転を促進することで資源配分の効率性を損なうことになるとの意見もあります。このように、事業承継への配慮の必要性について両論があり得ることに留意して、そのあり方を検討していかなければなりません。

ただ、いずれにしても、小規模であっても宅地を過度に優遇すれば、相続税の有する富の再分配機能を大きく損なうこととなりかねません。また、例えば、地価の高い地域に宅地を有する者が有利となっている実態がないか、事業等の継続のいかに問わず宅地価格（路線価など）の5割は課税価格に算入しないこととしている点に問題はないか、事業等の継続に配慮するという趣旨に適った制度の利用が担保される仕組みとなっているか、といった観点から仕組みを見直していかなければならないとの意見や長期にわたる地価の低下を踏まえて、その縮減を図るべきではないかとの意見もあります。この特例のあり方については、相続税の基本にも関わりかねない問題の一つとして、その趣旨、地価の動向、資産選択の中立性に与えている影響を踏まえた不断の見直しが必要です。

小規模宅地と並んで農地についてもその承継につき特例措置が講じられています。農地に係る相続税・贈与税の納税猶予の特例は、農業政策の観点から、法律上、その利用・転用・譲渡が厳格に制限されていることなどを踏まえ、自ら農業経営を継続する者を対象に認められているものです。したがって、今後とも、食料・農業・農村基本法や農地法などに基づく基本的な農業政策などのあり方、さらに、農地の転用制限などの実態を踏まえつつ、農地の納税猶予制度のあり方について検討していく必要があります。

ところで、かつては、長子相続制度の下で、長子が代々の事業をごく普通のこととして引き継いでいましたが、今日では、民法の均分相続制度の下で、基本的に兄弟全員が財産を均等に相続することとされているため、相続人間で協議が整わない場合には、代々続いた事業を売却して財産を分割せざるを得ないというような問題も起こります。事業の承継の問題を考えるに当たっては、このように、税制では解決し得ない問題が少なからずあることにも留意しなければなりません。

(5) 税率構造

当調査会は、「平成 12 年度の税制改正に関する答申」において、現行の最高税率は、個人所得課税の最高税率（50％）との較差が大きく、諸外国の例に比しても相当高い水準にあることに鑑みれば、これを引き下げる方向で考えていくことが適当であるとの考え方を示したところです。ただ、その場合、相続を原因とする無償の財産取得に対して課税するという相続税の性格を踏まえると、相続税の最高税率を個人所得課税の最高税率と同じ水準にまで引き下げるのが適当かどうかについては、慎重に検討する必要があります。

なお、税率構造については、近年、税制簡素化の観点から税率の適用区分を拡大し刻み数を縮減する方向にあります。しかし、相続税は臨時・偶発的に発生するものであり、個人所得課税におけるような各年ごとの負担累増感の問題はなく、遺産額により税負担を大きく変動させるのは適当でないので、遺産額に応じたある程度滑らかな負担の変化を確保することが望ましいと考えます。

いずれにしても、最高税率を含む税率構造を見直す場合には、相続課税の今後のあり方に関する方向性を踏まえ、課税ベースなどの見直しを併せて検討することが適当です。

(6) 贈与税

① 基本的考え方

贈与税の有する相続税の補完税としての役割を踏まえれば、贈与税のあり方は、相続税のあり方と密接に関連するものであり、相続税の抜本的な見直しと関連して検討を加えることが適当です。

贈与税については、高齢化の進展により被相続人・相続人双方の年齢が上昇する中で、今後、特に親子間において、相続の機会を待つことなく財産を移転させる必要性が高まっていくのではないかと、また、高齢者層に資産が偏在している状況を踏まえると、わが国の経済成長を支えている若年・中年世代への早期の財産移転が、経済社会の活性化を図る上で望ましいのではないかと、との考え方があります。このような立場から、相続に対する税負担と比較すれば高い贈与に対する税負担を軽減する方向で贈与税のあり方を検討していくべきではないかとの意見がありました。これに対し、今後の税体系において相続税の有する富の再分配機能が果たすべき役割はより重要となっていくので、贈与税の負担軽減には慎重であるべきではないかと、若年・中年世代への早期の財産移転を促すことに着目して贈与税負担を引き下げする場合でも、相続税の課税対象が現在のようにごく一部の資産家層に限られている状況の下では、財産移転を促す効果が非常に限定的になりはしないか、という意見がありました。

なお、仮に、贈与税負担の引下げを検討する場合には、贈与税が担っている相続税の課税回避を防止するという基本的な機能を損なわないようにすることが肝要であり、執行の実情を踏まえ、諸外国の制度も勘案しつつ、贈与税負担の水準や相続税・贈与税間の調整のあり方（注）についても検討していかなければなりません。

（注）相続税・贈与税間の調整

わが国の贈与税は、一年間の贈与につき暦年ごとに課税しつつ、被相続人の死亡直前の生前贈与による相続税負担の回避に対応するため、例外的に相続前3年以内になされた贈与財産についてのみ相続財産に加算して相続税として課税する方法を採っています。これに対して、アメリカでは、生前贈与を一生にわたって累積課税し、最終的には相続時に相続と合わせて課税する方法が採られています。また、ドイツ、フランスでは、10年間の贈与を累積し、その期間内に相続による財産取得があれば、合算して課税する方式が採られています（資料9）。

② 基礎控除

贈与税については、現在、受贈者一人当たり年60万円とされている基礎控除額を、親子間での財産移転を行いやすくするために引き上げるべきとの意見があります。

しかし、贈与税の基礎控除は、執行当局の事務処理や納税者の申告に要する手間を勘案し、少額不追求の観点から設けられているものであること、安易な引上げは、相続税の課税回避を防止するという贈与税の機能を損なうこととなるほか、相続税の課税ベースの縮小につながり、上述の相続税の今後のあり方にも反してくるなどの問題があることに留意しなければなりません。

(7) 国際化・情報化の進展等への対応

平成10年に実施された外国為替管理法の抜本的改正など最近における資金移動の自由化の進展などにより、個人の今後の資産保有形態は、例えば生活の本拠は国内に置きつつ、経済活動や資産管理の拠点は国外に置くというように、一層多様化していくことが予想されます。また、こうした傾向は、情報化の進展によって更に加速されるものと考えられます。同時に、経済活動のグローバル化、さらには価値観の多様化に伴い、生活の拠点すら国外に移す者も稀ではなくなってきました。平成12年度の税制改正では、このような状況に対応し、国外に住所を有する一定の者への相続・贈与につき国外財産も課税の対象とする措置を講じました。

今後とも、国際化・情報化に限らず、財産運用手段の多様化などを通じて、様々な形態の租税回避手法が出現してくることが予想されます。したがって、引き続き、税制・執行の両面を通じて、適正・公平な課税の確保が図られるよう、経済社会状況の変化に即応した不断の検討と適切な対応が必要と考えます。

平成 14 年度の税制改正に関する答申(抄)

平成 13 年 12 月 14 日

税 制 調 査 会

二 平成 14 年度税制改正

5. 資産課税等

(1) 相続税

当調査会がこれまで累次の答申で指摘してきたように、相続税については、個人所得課税の抜本的見直しとの関連において、税率構造や課税ベースなどについて幅広く検討を行う必要がある。その際には、近年、一貫して拡充されてきた基礎控除や各種の特例措置を見直すことに加え、公的な社会保障制度が充実してきていることなどを踏まえ、死亡保険金、死亡退職金の非課税制度などについても、見直しを行うべきである。

特定の資産の保有を誘導するインセンティブとして相続税を活用することについては問題が多い。相続税は、すべての財産を平等に扱うことが課税の公平上強く求められること、課税時期が人の死亡(相続の開始)という偶発的な事象により決定されること、一生涯において課税される機会がごく限られていること等から、時々の政策手段として用いることにはなじまず、その政策的な活用は適当でない。

中小企業の事業承継について更なる配慮が必要ではないかとの意見があるが、これについては、相続税の税率構造や課税ベースなど、幅広い見直しとの関連で検討していかねばならない。既存の優遇措置は、事業の円滑な承継を通じて中小企業の活性化につながる点は認められるが、次のような問題点も存在する。

- ① 自ら起業する者と事業を承継する者との機会の均等
- ② 次世代の経営能力の如何を問わず事業資産が移転され、資源配分の効率性を損なうこと
- ③ 事業用資産を持たない給与所得者の相続税負担とのバランス

したがって、公平性や構造改革の観点、「すべての財産を公平に課税する」という基本原則に照らし、吟味していく必要がある。

このことに関連し、農地の納税猶予制度と同様の措置を事業承継一般にも拡大すべきとの意見があるが、これについては、次のような問題点を指摘したい。

- ① 納税猶予制度は農地に係る財産権が法律上厳しく規制されていることなどを踏まえた異例の措置であり、そのあり方について検討が必要であること
- ② 事業の「承継」、「継続」を客観的に把握することは困難であるなど、税制として仕組みにくいこと
- ③ 事業の承継を要件とすると自由な事業転換の妨げとなり、産業構造の改革を阻害するおそれがあること

平成 14 年度の税制改正に関する答申 (抄)

平成 13 年 12 月 14 日
税 制 調 査 会

二 平成 14 年度税制改正

5. 資産課税等

(2) 贈与税

贈与税については、昭和50年以来据え置かれていた基礎控除の水準(60万円)を、贈与税の機能や、所得税の課税最低限の水準との関係等にも配慮し、当面の措置として、平成13年度税制改正において大きく引き上げた (110万円)。

現在、高齢者の保有する多額の個人金融資産を若年・中年世代へ早期に移転させて消費拡大等を図る視点から、贈与税の軽減を求める意見がある。しかしながら、現行制度の下で、既に相当の金額の贈与を毎年非課税で行うことが可能となっている。また、贈与税は相続税の課税回避を防止するという基本的な機能を有しており、相続税の課税対象者がごく一部の資産家に限られていることから、贈与税の軽減が世代間の財産移転を促進する効果も非常に限定的と考えられる。こうしたことから、贈与税については、相続税の幅広い見直しの一環として検討することが適当である。